委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 文化スポーツ課
委託業務番号	令和5年度 長文ス第26号
委託業務名称	友好都市少年スポーツ交流事業委託
委託業務場所	長浜市及びその周辺
業務の概要	・事業運営に必要な事務事業及び庶務の処理 ・西之表市(友好都市盟約の相手方)との連絡調整 ・運営上、必要な物品の調達および関係機関への届出 ・参加者の募集および参加者名簿の調製 ・会計事務処理および帳簿保存 ・事業報告書及び決算報告書の調製 ・その他、受注者が必要と認める内容
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	600,000円
契約の相手方	[所在地又は住所]長浜市宮司町1203番地
	[商 号 又 は 名 称] 友好都市少年スポーツ交流実行委員会 委員長 八田忠士
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	友好都市少年スポーツ交流実行委員会は、長浜市スポーツ少年団を母体とする団体であり、参加者の募集や受け入れ家庭の調整等、スポーツ少年団活動を通じて団員や指導者・保護者への継続的な協力体制をとることができるため。
	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印)
根拠規定	売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。